

## 申27号 「乗務員勤務制度の見直しについて」に関する説明申し入れ 第2回団体交渉 その③

**第12項** 全系統において育児・介護勤務適用者における勤務制限の緩和並びに、欠在の取り扱いを導入する目的とガイドラインに対する考えを明らかにすること。

**A(会社)**・厚労省のガイドラインでは、労働時間を6時間にするのと併せて、6時間以上の勤務も「労働者が選択できる幅を広げることが望ましい」とされている。今回、本人の希望によって6時間を超えたい泊勤務もできるようにした。

**Q(組合)**・相応の理由と環境であるから短時間勤務を選択している。6時間の制限は労働者を守るためのものだ。あくまで本人の希望と了承のうえで行うのか。

**A**・仮勤務は全て短時間行路で出る。泊行路等の希望は本人が行う。長時間の勤務を強制するのは制度に相応しくない。

**第13項** 育児・介護勤務適用者における、行路選択制の導入に伴う想定課題及び、適用者以外の社員との公平性に対する考えを明らかにすること。

**A**・新制度なので、見えていない課題もある。今後走りながら課題を解決していく。

**Q**・行路を選択する上での制限はあるのか。

**A**・限定された行路の中での調整となる。年休の時季指定が重なれば対応出来ない場合もある。そこはこれまでの制度と変わらない。

**Q**・タブレットで他の勤務者の選択状況や変更事由はわかるのか。事前に被らない調整が出来る方が良くはないか。

**A**・全員が見られるようにするかは検討中だ。問題意識は受け止める。

**Q**・育児Bで、深夜業の就業は本人の希望で行うことでよいか。

**A**・現行制度のままである。本人が就業制限日を個別に設定できる。

**第14項** 仮勤務作成についての課題及び、勤務作成者への負担増に対する考えを明らかにすること。

**第15項** 行路選択者の希望の把握方法及び、競合した際の優先事由を明らかにすること。

**Q**・前々月に示された仮勤務を、前月に勤務を変える希望が出せるということか。

**A**・そうだ。前月1日から20日で希望を聞いて調整し、25日に発表される。

**Q**・仮勤務は新たな制度となるのか。

**A**・対象者も職域も限定されるので、規則とするか運用の通達とするかは検討中だ。

**Q**・育児勤務者と行路数はどこまで整合性がとれるのか。

**A**・育児勤務者と職場の行路数をみて短時間行路は作成する。行路確定後に育児選択者が増えれば、変行路等で対応する。これまでもそのよにしている。

**Q**・勤務選択時に、事由必須となっているが、どこまで認められるのか。

**A**・育児介護に関わる事由であれば認める。個別の状況で調整する。

**Q**・短時間行路の希望が、育児勤務者と支社勤務者等で被った場合はどうするのか。

**A**・育児勤務者は乗務パターンを決める。支社や当務、指導は担当する行路を決めておく。育児勤務者が支社等に割り当てた行路を希望すれば優先して乗ってもらう。

**Q**・休日後や泊行路選択後の出勤時間は、現行の考え方を踏襲するのか

**A**・基本は短時間勤務で、さらに交番ではないので在宅休養時間等の考え方がない。だが、在宅休養は必要であり、そこは勤務指定の際に現行同様に配慮する。